

現行計画と第2次計画（案）における主な変更点

第2次計画（案）	現行計画
第1章 計画の趣旨等 「1 計画策定の趣旨」 平成17年12月には施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等基本計画が策定されました。その後、第2次、第3次、第4次計画が策定され、令和8年4月からは第5次犯罪被害者等基本計画に基づき、<u>施策が推進</u>されています。 <変更理由> ・国第5次計画の策定を反映 <u>（削除）</u> <削除理由> ・第1次計画策定時の現状や検討経過の記載であり削除	（1頁） 平成17年12月には施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等基本計画が策定されました。その後、第2次、第3次計画が、令和3年4月には第4次犯罪被害者等基本計画が策定され、施策が進められています。 長野県においても、基本法等に基づいて関係機関と連携しながら犯罪被害者等の支援に取り組んできました。しかしながら、近年、県内外で凶悪犯罪が頻発するなど犯罪被害者等支援の重要性がますます高まるとともに、SNS等による誹謗中傷や周囲の者からの二次被害など、犯罪被害者等は一層困難な状況に直面しています。 そこで、県では、条例制定に向けた具体的な検討を行うこととし、長野県人権政策審議会に検討部会を設置し、条例に盛り込むべき内容について検討いただきました。 検討結果を踏まえ、令和4年3月に「犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図ること」、「誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与すること」を目的として、犯罪被害者等支援における基本理念や、県・県民・事業者・民間支援団体の責務・役割、基本的

第2次計画（案）	現行計画
＜新規追加＞ 長野県においては、基本法等に基づき、犯罪被害者等支援に取り組んできました。さらに、令和4年3月には、「犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図ること」、「誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与すること」を目的として、犯罪被害者等支援における基本理念や、県、県民、事業者及び民間支援団体の責務・役割、基本的施策等を定めた「長野県犯罪被害者等支援条例」（令和4年3月24日長野県条例第10号。以下「条例」という。）を制定するとともに、条例に基づき長野県犯罪被害者等支援推進計画を策定し、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するもの（以下「関係機関」という。）が連携しながら、施策を総合的かつ計画的に推進してきました。 しかしながら、計画策定後においても、県内外において重大な犯罪が発生しているほか、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷や周囲の無理解による二次被害など、犯罪被害者等を取り巻く課題	施策等を定めた「長野県犯罪被害者等支援条例」（令和4年3月24日長野県条例第10号。以下「条例」という。）を新たに制定しました。 このたび、この条例に基づき、犯罪被害者等を社会全体で支え、県民誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、「長野県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

第2次計画（案）	現行計画
は依然として存在しています。また、被害直後の支援にとどまらず、生活再建を見据えた就労の継続や経済的負担の軽減など、一人ひとりの状況やニーズに応じた中長期にわたる継続的な支援の重要性が高まっています。 こうした状況を踏まえ、長野県人権政策審議会に諮問し、「第2次長野県犯罪被害者等支援推進計画検討部会」を設置し、今後の犯罪被害者等支援のあり方について検討を重ねていただきました。 その上で、検討部会における議論や犯罪被害者等を取り巻く社会情勢の変化を反映し、犯罪被害者等を社会全体で支え、県民誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、第2次長野県犯罪被害者等支援推進計画を策定しました。	
<新規追加理由> ・第1次計画の取組状況や課題、第2次計画策定の検討経過等を記載 ・以下の意見を反映 二次被害に関する意見（資料2 第1回検討部会における主な意見（以下省略）63～67） 生活再建を見据えた中長期支援の必要性に関する意見（39、40、42、43、46、47、54、56、60）	

第2次計画（案）	現行計画
「3 計画の期間」 令和9年度から令和13年度までの5年間 <変更理由> ・計画期間の更新	（2頁） 令和4年度から令和8年度までの5年間
「4 取組状況の公表」 毎年度、本計画に基づき実施した施策の取組状況を取りまとめ、その進捗を確認するとともに、長野県ホームページにおいて公表します。 <新規追加理由> ・計画に基づく施策の進捗状況を継続的に確認・公表することで計画の実効性を確保するため、取組状況の公表について記載	・記載なし
第2章 犯罪被害者等の現状 「2 県内における犯罪の発生状況」 <変更理由> ・最新値に更新	（4頁～8頁）

第2次計画（案）	現行計画
第4章 犯罪被害者等支援に関する具体的施策 「施策の柱1 総合的な支援体制の整備」 （1）支援体制の整備 〈現状と課題〉 長野県では、県及び全ての市町村において犯罪被害者等支援に係る総合的対応窓口が設置されるとともに、全ての市町村において犯罪被害者等支援条例が制定されるなど、犯罪被害者等支援に関する制度整備が進んでいます。 <変更理由> ・県内全ての市町村で条例が制定されるなど、支援体制整備の進捗状況について記載 具体的には、犯罪被害者等が抱える課題は、被害直後の心身のケアから、生活再建に向けた住居の確保や就労、経済的支援など多岐にわたり、必要とする支援も時間の経過とともに変化します。また、支援の内容は、保健、医療、福祉、教育、住宅、雇用、司法等の様々な分野に及ぶことから、関係機関が連携し、犯罪被害者等の状況に応じた支援を途切れることなく提供することが求められています。 加えて、犯罪被害者等が利用できる支援制度や相談窓口、支援を受けるための手続等が分かりにくく、必要な支援にたどり着けない場合や、複数の機関との相談や手続に多くの負担を感じる場合があります。 このため、犯罪被害者等が必要な支援を円滑に利用できるよう、	（12 頁） 県内全域において、適切な支援に確実につなぐため、犯罪被害者等支援にかかる総合的対応窓口が県及び県内の全市町村において設置されていますが、更なる取組の充実が求められています。 また、犯罪被害者等の置かれた状況はさまざまであり、犯罪被害者等の個々の状況に応じた支援が求められています。このため、保健医療サービスや福祉サービス、経済的支援等、国、市町村、県、各関係機関が実施している支援サービスにつなげることが必要となってきました。

第2次計画（案）	現行計画
相談支援体制の充実、支援制度等に関する分かりやすい情報提供、関係機関相互の連携強化及び市町村支援体制の充実を図ることが必要となっています。	
<変更理由> ・以下の意見を反映 相談支援体制の充実に関する意見（1、4、5、9、10） 関係機関連携の強化に関する意見（3、8、13） 市町村支援体制の充実に関する意見（6、7、11、12）	
〈施策の方向性〉 関係機関が相互に連携・協力し、犯罪被害者等が必要な支援を被害直後から生活再建に至るまで途切れることなく受けることができる支援体制の充実を図ります。 また、多機関ワンストップサービス体制を推進するため、支援全体の調整を担う中核として犯罪被害者等支援コーディネーターを配置し、支援調整会議を活用しながら、犯罪被害者等の状況やニーズに応じた支援を総合的かつ効果的に提供できる体制の整備を進めます。 さらに、市町村における支援体制の充実を図るため、研修、情報提供及び助言等を実施し、県内どこに住んでいても必要な支援を受けることができる体制づくりを進めます。	国、市町村、民間支援団体等と相互に連携・協力を図るための体制を整えるとともに、大規模な事案が発生した際に、相互に連携・協力して犯罪被害者等への円滑な支援ができるよう体制整備を進めていきます。 また、市町村に対して、条例の制定も含め必要な施策の検討を呼びかけます。

第2次計画（案）		現行計画					
<変更理由> ・ 関係機関の連携に関し、被害直後から生活再建に至るまで途切れない支援体制の充実など施策の方向性を具体的に記載 ・ 多機関ワンストップサービス体制の構築等、国第5次計画に基づく施策について記載 ・ 以下の意見を反映 相談支援体制の充実に関する意見（4、5、10） 関係機関連携の強化に関する意見（1、2、3、8、13） 市町村支援体制の充実に関する意見（6、7、11）							
<具体的な施策> <table><tr><td>「犯罪被害者等総合支援窓口」の設置</td><td>「犯罪被害者等総合支援窓口」を設置し、社会福祉士等の資格を有する職員を配置するとともに、犯罪被害者等のニーズに応じた支援制度の情報提供、関係機関との連絡調整及び必要な支援への橋渡しを行います。 また、関係機関と連携し、被害直後から生活再建に至るまで、途切れることなく支援を受けることができる体制の構築を進めます。</td></tr></table>		「犯罪被害者等総合支援窓口」の設置	「犯罪被害者等総合支援窓口」を設置し、社会福祉士等の資格を有する職員を配置するとともに、犯罪被害者等のニーズに応じた支援制度の情報提供、関係機関との連絡調整及び必要な支援への橋渡しを行います。 また、関係機関と連携し、被害直後から生活再建に至るまで、途切れることなく支援を受けることができる体制の構築を進めます。	(13 頁) <table><tr><td>「犯罪被害者等総合支援窓口」の設置</td><td>「犯罪被害者等総合支援窓口」を設置し、窓口に社会福祉士等の資格を持つ職員を配置して対応能力の強化を図ります。また、求められる支援の内容は、事件発生からの時間経過とともに変わっていくため、県警、民間支援団体、県、市町村の相互の連携を促進し、適切な支援を途切れることなく提供する体制を整えます。</td></tr></table>		「犯罪被害者等総合支援窓口」の設置	「犯罪被害者等総合支援窓口」を設置し、窓口に社会福祉士等の資格を持つ職員を配置して対応能力の強化を図ります。また、求められる支援の内容は、事件発生からの時間経過とともに変わっていくため、県警、民間支援団体、県、市町村の相互の連携を促進し、適切な支援を途切れることなく提供する体制を整えます。
「犯罪被害者等総合支援窓口」の設置	「犯罪被害者等総合支援窓口」を設置し、社会福祉士等の資格を有する職員を配置するとともに、犯罪被害者等のニーズに応じた支援制度の情報提供、関係機関との連絡調整及び必要な支援への橋渡しを行います。 また、関係機関と連携し、被害直後から生活再建に至るまで、途切れることなく支援を受けることができる体制の構築を進めます。						
「犯罪被害者等総合支援窓口」の設置	「犯罪被害者等総合支援窓口」を設置し、窓口に社会福祉士等の資格を持つ職員を配置して対応能力の強化を図ります。また、求められる支援の内容は、事件発生からの時間経過とともに変わっていくため、県警、民間支援団体、県、市町村の相互の連携を促進し、適切な支援を途切れることなく提供する体制を整えます。						

第2次計画（案）		現行計画	
<変更理由> ・被害直後から生活再建に至るまで途切れない支援の必要性を具体的に記載 ・以下の御遺族の意見を反映 相談支援体制の充実に関する意見（１、４、５） 関係機関連携の強化に関する意見（３）			
多機関ワンス トップサービ ス体制の推進	犯罪被害者等が必要な支援を漏れなく受けられ るよう、関係機関が連携し、必要な支援を一元的 に提供する多機関ワンストップサービス体制を推 進します。	・記載なし	
<新規追加理由> ・国のワンストップサービス体制構築の考え方を参考に記載 ・以下の意見を反映 相談支援体制の充実に関する意見（１、４、10） 関係機関連携の強化に関する意見（３、８、13）			
犯罪被害者等 支援コーディ ネーターを中 核とした途切 れない支援の 推進	多機関ワンストップサービス体制の中核とし て、関係機関との連絡・調整、支援計画の策定 等、支援全体の調整を担う犯罪被害者等支援コー ディネーターを配置し、被害直後から生活再建ま での途切れない支援を実施します。 また、必要に応じて支援調整会議を開催し、犯		

第2次計画（案）		現行計画
	罪被害者等の状況やニーズに応じた支援を一体的に提供します。	
	<新規追加理由> ・国のワンストップサービス体制構築の考え方を参考に記載 ・以下の意見を反映 相談支援体制の充実に関する意見（1、2、4、5、10） 関係機関連携の強化に関する意見（3、8、13）	
支援経過のカルテ化の実施	犯罪被害者等の支援記録を保管して、支援経過・内容を適切に把握するとともに、再相談があった際に円滑な支援につなげることができるよう、支援経過のカルテ化を進めます。	
	<新規追加理由> ・国第5次計画に基づく施策を記載 ・以下の意見を反映 支援経過の共有に関する意見（8） 関係機関連携の強化に関する意見（3、13）	
市町村支援体制の強化	県内どこに住んでいても必要な支援を受けられるよう、以下の取組により市町村の支援体制の充実を図ります。	

第2次計画（案）		現行計画
	・市町村総合的対応窓口担当者への研修・情報提供 ・犯罪被害者等支援コーディネーターによる助言 ・機関内ワンストップサービス体制の構築支援	
<新規追加理由> ・市町村の犯罪被害者等支援の実効性を高めるための支援体制の強化について記載 ・以下の意見を反映 市町村支援体制の充実に関する意見（6、7、11、12、21、23、24） 支援人材の育成に関する意見（27、28）		
【支援イメージ】 ・支援イメージ図の修正及び注釈の追加 ・コーディネーターの支援の流れのイメージを追加		(14 頁)
<変更理由> ・国第5次計画の犯罪被害者等支援コーディネーターを中核とした多機関ワンストップサービス体制及び市町村における機関内ワンストップサービス体制について記載		

第2次計画（案）	現行計画
（３） 人材の育成 〈施策の方向性〉 加えて、県は、生活支援の中核を担う市町村担当職員等を対象とした研修の充実を図るとともに、犯罪被害者等支援コーディネーターをはじめとする支援人材の育成を進めます。 <新規追加理由> ・市町村職員の対応力向上及びコーディネーターを担う人材の育成について記載 ・以下の意見を反映 市町村支援体制の充実に関する意見（６、７、１１、１２、２１、２３、２４） 支援人材の育成に関する意見（２７、２８）	（１６ 頁） ・記載なし
施策の柱２ 相談・情報提供の充実 （１） 相談及び情報の提供等 〈現状と課題〉 一方で、犯罪被害者等が利用できる支援制度や相談窓口は多岐にわたり、その内容や利用方法が十分に知られていない場合があります。また、被害直後は心身ともに大きな負担を抱えていることから、自ら必要な情報を収集し、適切な支援につながる事が難しい場合があります。さらに、時間の経過とともに直面する課題や必要とする支援は変化していくことから、それぞれの状況に応じて必要な情報を適切な時期に提供するとともに、継続的に相談に応じることが求められています。 このため、犯罪被害者等の置かれている状況やニーズに応じた相	（１８ 頁） これらの問題を、被害者自らの力だけで解決することは難しく、速やかな支援が不可欠であり、また、時間の経過とともに求められる支援内容も変化していきます。 このような状況にある犯罪被害者等が、必要な支援を途切れなく受けることができるよう、犯罪被害者等の置かれている実情に応じた相談対応や情報提供等を行う必要があります。

第2次計画（案）	現行計画
談対応を行うとともに、利用可能な支援制度や相談窓口に関する分かりやすい情報提供を行い、適切な支援につなげていく必要があります。	
<変更理由> ・必要な支援制度や相談窓口へ円滑につながるための必要性について記載 ・以下の意見を反映 適切な情報提供及び相談支援に関する意見（29、30） 支援制度の見える化に関する意見（31～34）	
〈施策の方向性〉 犯罪被害者等が受けた被害の回復や軽減、生活の再建を図るため、関係機関が相互に連携し、相談体制の充実を図ります。また、犯罪被害者等が必要な支援を円滑に利用できるよう、支援制度や相談窓口に関する分かりやすい情報提供を行います。あわせて、犯罪被害者等の同意の下に必要な情報の共有を進め、被害状況等を繰り返し説明する負担の軽減を図りながら、必要な支援へ確実につながるための取組を推進します。	犯罪被害者等が受けた被害の回復や軽減、生活の再建を図るため、直面する様々な問題に対し適切に相談を受けることができるよう、国、市町村、民間支援団体等と連携し、相談体制の充実を図るほか、犯罪被害者等が必要とする情報の提供や助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介など、必要な施策を推進します。
<変更理由> ・相談体制の充実に加え、必要な支援制度への接続や情報共有による負担軽減を図るため取組について記載 ・以下の意見を反映 適切な情報提供及び相談支援に関する意見（29、30） 支援制度の見える化に関する意見（31～34）	

第2次計画（案）		現行計画	
〈具体的な施策〉		(18 頁)	
市町村等における支援制度及び相談窓口の情報提供の充実	犯罪被害者等が必要な情報が得られ、支援にスムーズにつながるよう、市町村等が実施する支援制度や相談窓口を一覧化した支援メニューリストを作成し、県ホームページ等で情報提供を行います。	市町村における総合的対応窓口の周知等	市町村における施策の策定や実施に必要な情報を提供するとともに、犯罪被害者等が求める支援にスムーズにつながるよう、市町村における総合的対応窓口の周知を図ります。
<変更理由> ・ 犯罪被害者等を必要な情報や支援につなぐための具体的な施策について記載 ・ 以下の意見を反映 支援制度の見える化に関する意見（31～34）			
日本司法支援センター（法テラス）と連携した情報提供	法テラスと連携し、犯罪被害者等支援弁護士制度、民事法律扶助制度その他の法的支援制度に関する情報提供を行い、犯罪被害者等が必要な法的支援を円滑に受けられるよう支援します。	・ 記載なし	
<変更理由> ・ 国第5次計画に基づく施策について記載 ・ 以下の意見を反映 法的支援に関する意見（37、38）			

第2次計画（案）		現行計画	
「被害者手帳」及び「被害者の手引」等の作成による情報提供の充実	「被害者手帳」及び「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、内容の充実を図るとともに、犯罪被害者等への早期交付により、必要な支援が提供されるよう努めます。 <u>なお、従前に県が作成していた「被害者支援ノート」の機能については、「被害者手帳」へ統合し、引き続き犯罪被害者等の情報共有及び支援に活用します。</u>	(20 頁)	
		「被害者の手引」の作成等刑事手続等に関する情報提供の充実	「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、内容の充実を図るとともに、配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努めます。
<変更理由> - 被害者支援ノートの機能の被害者手帳への統合、早期配布など施策を具体的に記載 - 以下の意見を反映 適切な情報提供に関する意見（29、30） 支援制度の見える化に関する意見（31）			

第2次計画（案）		現行計画	
施策の柱3 早期回復・生活再建に向けた支援 （6）経済的負担の軽減（第18条関係） 〈施策の方向性〉 また、見舞金の給付とともに、 <u>中長期にわたる経済的支援</u> を要望されるご意見があることを踏まえ、犯罪被害者等の経済的負担の実情を把握し、 <u>必要な支援のあり方</u> について検討を行います。		(36 頁) また、見舞金の給付とともに、貸付金制度を要望されるご意見があることを踏まえ、犯罪被害者等の経済的負担の実情を把握し、貸付金制度の必要性について検討を行います。	
<変更理由> ・ 経済的支援について、貸付金に限定せず、必要な支援のあり方を検討できるよう記載内容を変更 ・ 以下の意見を反映 経済的支援の充実に関する意見（56～61）			
〈具体的な施策〉			
長野県犯罪被害者見舞金の給付	犯罪被害者等は、被害直後から弁護士の着手金、医療費、葬儀費用等さまざまな費用負担を強いられるため、遺族見舞金 60万円 、重傷病見舞金 20万円 を給付し、犯罪被害者等の被害直後における経済的負担を軽減します。	長野県犯罪被害者見舞金の給付	犯罪被害者等は、被害直後から弁護士の着手金、医療費、葬儀費用等さまざまな費用負担を強いられるため、遺族見舞金 60 万円、重傷病見舞金 20 万円を給付し、犯罪被害者等の被害直後における経済的負担を軽減します。
<変更理由> ・ 経済的負担の状況等を踏まえ、計画期間中に見舞金の額の増額を含む必要な支援のあり方を検討できるよう金額を削除			

第 2 次計画（案）		現行計画	
施策の柱 4 県民の理解の増進 （１） 県民の理解の増進 〈具体的な施策〉		（40 頁）	
広く県民等に向けた犯罪被害者等支援の広報・啓発	犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者等支援の必要性についての理解促進を図るとともに、 <u>S N S 等を含むインターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等による二次被害を防止するため、犯罪被害者月間における集中的な広報啓発に加え、年間を通じた広報・啓発に取り組みます。</u> また、 <u>犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっちゃん」を活用した広報啓発を実施し、犯罪被害者等への理解促進を図ります。</u>	広く県民等に向けた犯罪被害者等支援の広報・啓発	犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者等支援の必要性についての理解促進を図るとともに、 二次被害を防止するための広報・啓発に取り組みます。
<変更理由> ・ 以下の意見を反映 県民理解の促進及び二次被害防止に関する意見（63～70）			